

(2) 小規模多機能型居宅介護

- ①基本報酬の設定
- ②訪問サービスの機能強化
- ③看取り期における評価の充実
- ④看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携
- ⑤地域との連携の推進
- ⑥事業開始時支援加算の見直し
- ⑦小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設
- ⑧中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進
- ⑨小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置
- ⑩介護職員処遇改善加算の拡大（別掲）
- ⑪サービス提供体制強化加算の拡大（別掲）
- ⑫同一建物に居住する者へのサービス提供に係る評価の見直し（別掲）
- ⑬総合マネジメント体制強化加算の創設等（別掲）
- ⑭登録定員等の緩和（別掲）
- ⑮緊急時における短期利用や宿泊ニーズへの対応（別掲）
- ⑯運営推進会議及び外部評価の効率化（別掲）
- ⑰認知症対応型共同生活介護事業所との併設型における夜間の職員配置の緩和（別掲）

①基本報酬の設定

基本報酬の見直しを行うとともに、サービスの提供実態を踏まえ、事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者に対してサービスを行う場合の基本報酬を設定する。

○小規模多機能型居宅介護費☒					
				(同一建物に居住する者以外の場合)☒	
要介護1	11,505単位/月	}	要介護1	10,320単位/月	
要介護2	16,432単位/月		要介護2	15,167単位/月	
要介護3	23,439単位/月		要介護3	22,062単位/月	
要介護4	25,765単位/月		要介護4	24,350単位/月	
要介護5	28,305単位/月		要介護5	26,849単位/月	
				(同一建物に居住する者に対して行う場合)	
			要介護1	9,298単位/月	
			要介護2	13,655単位/月	
			要介護3	19,878単位/月	
			要介護4	21,939単位/月	
			要介護5	24,191単位/月	
○介護予防小規模多機能型居宅介護費☒					
				(同一建物に居住する者以外の場合)☒	
要支援1	4,498単位/月	}	要支援1	3,043単位/月	
要支援2	8,047単位/月		要支援2	6,877単位/月	
				(同一建物に居住する者に対して行う場合)	
			要支援1	3,066単位/月	
			要支援2	6,196単位/月	

②訪問サービスの機能強化

訪問サービスを積極的に提供する体制として、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1月あたり延べ訪問回数が一定数以上の事業所を評価した加算を設けるとともに、利用者の在宅生活を継続するための支援を強化する観点から、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

訪問体制強化加算(新規) ⇒ 1,000 単位/月

※ 算定要件等（介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定なし）

- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスを担当する常勤の従業者を2名以上配置していること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サービスの算定月における提供回数について、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合を算定する者の占める割合が100分の50以上であって、かつ、これを算定する登録者に対する延べ訪問回数が1月あたり200回以上であること。

③看取り期における評価の充実

看取り期における評価として、看護師により24時間連絡できる体制を確保していること、看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容について説明を行う場合等についての評価を行う。

看取り連携体制加算（新規） ⇒ 64 単位／日
（死亡日から死亡日前30日以下まで）

※ 算定要件等（介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定なし）
（利用者の基準）

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ・ 看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等入所者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。

（施設基準）

- ・ 看護職員配置加算（1）（常勤の看護師を1名以上配置）を算定していること。
- ・ 看護師との24時間連絡体制が確保されていること。
- ・ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、説明し同意を得ていること。

④看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携 その1

人材確保の観点から、看護職員配置加算について、看護職員を常勤換算方法で1以上配置する場合について評価を行う。

看護職員配置加算（Ⅲ）（新規） ⇒ 480 単位／月

※ 算定要件等

- 看護職員を常勤換算方法で1以上配置していること。
- 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。
- 看護職員配置加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のうち複数を算定することはできないこと。
- 介護予防小規模多機能型居宅介護費における設定はしない。

④看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携 その2

(第111回(H26.10.22)社会保障審議会介護給付費分科会資料より)

小規模多機能型居宅介護と他の事業との兼務

【現行】

併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	×
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、介護職員・看護職員ともに、 <u>小規模多機能型居宅介護と併設する事業所に限る。</u>		



【改定案】

併設する事業所	介護職員の兼務可能	看護職員の兼務可能
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設	○	○
居宅サービス事業所 定期巡回型・訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 介護老人保健施設(定員29人以下)	×	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、介護職員は「併設する施設・事業所」、看護職員は「同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、利用者の処遇に支障がないと認められる範囲にある事業所」		

⑤地域との連携の推進

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合について、利用者の処遇に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするとともに、事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を可能とする。

○基準省令第64条抜粋

（管理者）

小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、同一敷地内の法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

（H18労働省通知）

（設備の共用について）

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合には、利用者の処遇に影響がないという条件のもと、小規模多機能型居宅介護事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を認める。

⑥事業開始時支援加算の見直し

事業開始時支援加算については、平成26年度末までの経過措置であることから、現に定めるとおり、廃止する。

事業開始時支援加算 500 単位／月 ⇒ 廃止

(事業開始時支援加算)

事業開始後1年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の100分の70に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所について、平成27年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

⑦小規模多機能型居宅介護と広域型特別養護老人ホームとの併設

小規模多機能型居宅介護の普及を図る観点から、小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に併設できる施設・事業所として広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設や介護老人保健施設との併設を認めていない取扱いを見直し、施設類型に関わらず、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、市町村が個別に判断できるように見直す。

施設種別ごと一律に併設の可否を定めている現行規定を見直し、広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設との併設を含め、他の施設・事業所との併設については、小規模多機能型居宅介護事業所として適切なサービスが提供されることを前提に認めるものとする。

※指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
(H18年労働省通知)

⑧中山間地域等における小規模多機能型居宅介護の推進

中山間地域等に居住している登録者に対して、通常の実業の実施地域を越えて小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、新たな加算として評価する。

(新規) ⇒ 所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算

※ 算定要件等

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の実業の実施地域を越えて、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合

(※1) 別に厚生労働大臣が定める地域

- ①離島振興対策実施地域／②奄美群島／③豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④辺地／
⑤振興山村／⑥小笠原諸島／⑦半島振興対策実施地域／⑧特定農山村地域／⑨過疎地域／⑩沖縄の離島

(※2) 本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。

⑨小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行に向けた経過措置

小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に必要な宿泊室は、平成29年度末までの経過措置を設ける。

また、経過措置期間内（平成28年4月1日から平成30年3月31日まで）において、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員配置基準を満たさない場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬を減算（70/100）する。

（地域密着型サービス基準の附則による経過措置）※改正未

- ・ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この省令の施行の日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、指定地域密着型サービス基準第67条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

※ 宿泊室の設置を猶予する場合には、指定申請の際、事業者は、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出することが必要である。